東京農工大学農学研究院テニュアトラック運営委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　（略） (4)　府中地区事務部事務長 (5)　（略） ２　（略）	本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　（略） (4)　府中地区事務部事務部長 (5)　（略） ２　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。